

## 和歌山県職員措置請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

省略

#### 2 請求年月日

平成24年3月23日

#### 3 請求の内容

請求人提出の「和歌山県職員措置請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

- (1) 和歌山県知事が、平成23年8月26日付で諮問していた和歌山県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見書が同年11月25日に提出された。審査会の意見書は、「1 総括事項」として、（1）環境協定に基づき環境の状況の把握に努め、その結果を踏まえ環境保全措置をとること（2）設置位置の候補地選定に至る経緯を生活環境の保全の観点から検討した内容も含め、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること（3）環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響についても検討し、当該措置の有無を判断して、その内容を環境影響評価に記載すること、とし、「2 個別事項」としては、（1）大気質（2）低周波音（3）海域に生息する動物及び植物（4）景観（5）廃棄物（6）事後調査の6項目について意見が述べられている。

さらに、「3 その他」としては、（1）「住友金属工業株式会社和歌山製鉄所を起因とする決して低レベルでない汚染」があることと、それへの取り組みの必要性が指摘されている。また（2）海生生物に関して、平成9年に行われた関西電力の調査所の文献調査だけでは不十分であるから、和歌山県環境影響評価技術指針に従った現地調査を実施しておくべきである、としている。

- (2) このように、審査会からは、平成23年11月25日に詳細な意見書が提出されたにもかかわらず、和歌山県知事は、わずか5日後の同年11月30日に、主要設備の色彩設計を検討して、景観への影響を評価書に記載すること、としたわずか3行の意見書を和歌山共同火力株式会社に提出しただけである。

和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）第19条1項によれば、知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。とあり、同条4項では、知事が意見を述べる場合には、和歌山県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聞くものとする。とされている。

ところが、和歌山県知事の意見書を見る限り、和歌山県知事が審査会の意見を聞いた形跡は全くなく、むしろ審査会の意見を全く無視して作成されたものである。和歌山県知事は単に条例が要求する形式のみを整えるために審査会を設けたというにすぎないものである。

したがって、審査会の設置・運営に必要な金130万2687円は全く無駄な支出だったものであり、不当に支出されたものである。

- (3) よって、請求人らは、監査委員が和歌山県知事に対して、支出全額の金130万2687円を和歌山県に返還させる措置を執るよう請求する。

### 第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成24年3月28日に受理を決定した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、審査会の設置運営に要した費用について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出と認められるのかを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

和歌山県環境生活部

#### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成24年4月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、おおむね次のとおり請求理由を補充する陳述があった。

- (1) 専門家を集めて審査会を8回実施したのであれば、それで得た結果については充分事業者には伝えられるべきである。

審査会の傍聴を2回行ったが、その中では熱心に議論がなされていた。その結果出された意見のうち、知事はたった1点、色についてのみを意見としている。

私たちの健康や地域の自然を守るため、環境保全の見地からの意見を事業者伝えるよう審査会で専門的な話し合いが行われたのであれば、知事及び担当課はまとめて事業者伝えるべきである。そうでなければ130万円余りのお金が無駄に使われただけではなく、これから先に振動や騒音などで住民から訴訟が提起され、補償が必要になれば県の損失が大きくなる。知事はきちんとした意見を事業者に示した上で、事業が住民や自然にとってよい形で行われてはじめて私たちの税金である130万円のお金が活きてくる。

- (2) 審査会の意見と知事が事業者に出された意見の二つの文書を見ると8回にわたる審査会の中身が全く盛り込まれていない。無視されていると見てもいいくらいの内容である。議事録を見れば、見逃してはならない専門家の見解が出されているにもかかわらず取り上げていないのは、県民の立場からすればどうもおかしい。

特に、委員の意見の中には、震度6か7レベルの地震や津波が来たら、海岸へ立地しているこの工場のガス管が壊れ危険な状態になると言われているものがあるが、全く反映されていない。

また、海生生物の調査をすべきという委員の意見があるのに、今まで大きな変化がないという理由で、以前の液化天然ガス施設の際の調査結果をそのまま利用するということで、それについて意見が出されていない。

おそらく、委員の中にも何回も審査会で意見を言ったことが無駄だったのかという怒りのような発言も議事録の中で出ていると思う。その点でこの請求では、ただ単に金を返してくれということだけでなく、その後ろにある県民の安心安全を守るという大切なものを無視しているのではないかということをお伝えしたい。

知事は、この4月の県民の友で、災害に強い県土づくりをすると真っ先に述べている。それとは全くそぐわない意見を出して無駄にしているというのは、どうも納得しかねる。

- (3) 46年前に住友金属が埋立てを行ったのであるが、そのときに瀬戸内法をなぜクリアできたかという公害工場を住民から離すという観点からクリアできた。

今回の計画では公害工場を100メートル住民側へ近づける。さらに煙突が120メートルから85メートルに低くなる。

このような状況は、埋立ての際の条件に反する行為だと思う。

審査会で熱心に討議して、いろんな問題を提起してくれているにもかかわらず、提起していることに対して、県民の税金を使って審査会を行ったのに全く答えていない結果が出ている。

それであれば、審査会は不要ではないか。電力が足りないため早急に火力発電所を立ち上げなければならないという思惑が先に走ってしまい、法的にクリアできればよいのだという県側の姿勢があったのではないか。法的にクリアできればよいのであれば、審査会を行う必要はなく、経済産業省と事業者と県で決めればよいこと。このようなやり方は根本的に間違っている。

今回の請求のような声を出さないと県側がこのような態度である限り県民が安心して暮らせることはないだろう。3・11の地震を経て日本がどうすれば安全になるであろうかということを議論したり、東南海・南海地震では、高いところで34メートルの津波が来るなどと言われている。その中で地震対策や津波対策もされていない。その上、審査会の中で言われているにもかかわらずそれを取り上げていない。そして色だけ塗り替えたらいよいという。緻密な内容で審議している中で、無駄なお金を使わないで欲しい。

- (4) 「和歌山共同発電所1号機リプレース計画」（以下「本計画」という。）については、生物・大気・悪臭・景観・水質・振動・騒音・廃棄物等の各分野の専門家15名による熱心な議論が展開された。

審査会は、平成23年11月25日に和歌山県知事に対して、「『和歌山共同発電所1号機リプレース計画に係る環境影響評価準備書』に対する意見について」と題する意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

意見書で、大気質については対象事業の実施地を含む住友金属区域周辺では25の大気監視局が設けられているが、気象条件によって2局で基準を超える濃度の二酸化硫黄が観測されることがある。また、住友金属と和歌山県・和歌山市との環境保全協定では降下ばいじんの基準は、1ヵ月あたり1平方キロメートル範囲で8トン以下とされているが、和歌山市築港地区では9.2トン/K㎡を記録したこともある。また、他府県の事業所の環境協定では降下ばいじんは、月3トン/K㎡以下とされている。このような本計画の対象事業実施区域周辺の生活環境の保全の見地から、審査会は、「より一層の環境負荷の低減に努めること。」とする意見などを含む内容の濃い詳細な意見書が提出されたにもかかわらず、知事はわずか5日後の同年11月30日に、主要設備の色彩設計を検討して、景観への影響を評価書に記載すること、としたわずか3行の意見書を和歌山共同火力株式会社に提出したのみである。

知事の意見書を見る限り、審査会の意見を聴いた形跡は全くなく、審査会の意見を全く無視して作成されたものである。

知事は単に条例が要求する形式のみを整えるために審査会を設けたというにすぎな

いものである。

したがって、審査会の設置・運営に必要となった金130万2687円は全く無駄な支出だったものであり、不当に支出されたものである。

#### 第4 監査の結果

##### 1 主文

本件請求は、理由がないものとして棄却する。

##### 2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

###### (1) 条例の概要について

条例は、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及び事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として次の事項を定めている。

###### ア 対象事業について

対象となる事業として、条例別表において、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業など18種類の事業を定め、その規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）を和歌山県環境影響評価条例施行規則（平成12年和歌山県規則第160号。以下「規則」という。）で定めている。

今回の和歌山共同火力株式会社から提出のあった本計画については、条例に定める「電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの変更の工事業」であり、その出力が14,7万キロワットであるため規則に定める要件に該当し、対象事業としている。

###### イ 条例による手続について

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、環境影響評価方法書を作成し、知事等に、意見を聴くため送付するとともに縦覧に供しなければならない。これにより事業者は、知事等から出された意見を勘案し、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した上で環境影響評価を行なうこととされている。

また、事業者は、環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くため結果に係る事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成し、知事等に送付するとともに縦覧に供しなければならない。縦覧に合わせて関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催することが義務づけられている。これらの手続により知事等

から出された意見を勘案し、準備書の記載事項について検討を加え、当該記載事項に必要な修正をした上で評価書を作成しなければならないとされている。

(2) 審査会について

条例第36条により、環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を調査審議させるため設置されている。

知事は、条例第10条及び第19条の規定により方法書及び準備書に対する意見を述べる際、審査会に環境保全の見地から意見を聴くものとしている。

本件については、平成22年7月8日に和歌山共同火力株式会社から環境影響評価方法書の提出があり、方法書に係る知事意見形成のため平成22年7月14日の第1回から同年9月24日の第4回審査会まで4回開催されている。その後、準備書に係る知事意見形成のため平成23年7月12日の第5回から同年11月2日の第8回審査会まで4回開催され合計8回の審議が行われている。

(3) 監査によって確認した事実

上記の審査会に要した報酬及び会議室使用料等の経費については、議事録や支出関係書類を監査した結果、自治法等の規程に従い適正に処理されていることを確認した。

3 監査対象機関（環境生活部）の主張

(1) 和歌山共同発電所新1号機のリプレースに係る環境影響評価については、条例に基づき事業者自らがその事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう実施された。

(2) 審査会は、条例に基づき環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を調査審議させるため設置されている。

和歌山共同発電所新1号機リプレースについて、審査会は、方法書に係る知事意見形成のため平成22年7月14日の第1回から同年9月24日の4回審査会まで計4回開催し、準備書意見に係る知事意見形成のため平成23年7月12日の第5回から同年11月2日の第8回審査会まで計4回、合計8回開催し、議論いただいた。審査会の開催に要した報酬、費用弁償等130万2687円は、適正に執行した。

(3) 知事の意見書作成に当たり、審査会の意見を無視して作成したという点についてであるが、審査会に意見を求めるのは、今回知事意見とした眺望景観に関する意見のように、対象事業（今回の場合、和歌山共同発電所に係る新1号機のリプレース）に対する環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項に関する意見であり対象事業以外の環境に関する意見等については、その対象ではない。

また、環境影響評価の内容の修正を伴わず担当レベルで修正できるものについては、知事意見とはしないものの審査会意見を踏まえ準備書に修文を加えるなど適切に対応している。

(4) 仮に知事が審査会の意見を全く尊重することなく知事意見を形成したとしても、審査会の意見に法的拘束力はなく、知事の責任において審査会意見を採用するかどうかを判断するものであるため、そのことをもって審査会が無駄であるとはいえないと考えている。

第5 監査委員の判断

1 本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

条例によれば、知事は、準備書について意見を述べる場合には、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとしてされているにもかかわらず、知事の意見書は、審査会の意見を聴いた形跡はなく、むしろ審査会の意見を全く無視して作成されたものであるため、審査会の設置・運営に必要となった金130万2687円は全く無駄な支出だったものであり、不当に支出されたものであるとしている。

2 この点について、監査委員は次のとおり判断する。

条例第19条第1項では、知事は準備書の送付を受けたときは、環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとされており、同条第4項において知事が意見を述べる場合は、審査会の意見を聴くものとされている。

本計画に係る審議のため開催された審査会に要した報酬や会議室使用料等全ての経費の支払いについては、議事録や支出関係書類を監査した結果、適正に履行していることを確認した。

また、本件の知事の事業者に対する意見については、審査会の意見を踏まえた上で知事の責任において総合的に判断されたものであり、審査会の開催が適正に行われたと認められる限り、知事による審査会意見の採用の有無によって審査会開催の正当性が左右されるものではないと判断する。

以上のことから、本件審査会の設置運営経費の支出は、不当な公金の支出とは認められない。